

閣総皇式第1号令和2年3月24日

経済産業大臣殿



立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について(依命通知)

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。 貴府省部内一般及び各公署等に対して、しかるべく御配慮願います。

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について

 令和2年3月24日

 閣 議 決 定

立皇嗣宣明の儀当日(4月19日)、祝意を表するため、各府省においては、 下記の措置をとるものとする。

記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚 するよう協力方を要望すること。